

令和 2 年度第 10 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 2 年 8 月 25 日

担当部・課：健康部保険年金課〔内線 2332〕

① 件 名					
国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の一体化並びに被保険者証更新期間の変更について					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）					
<p>【背景】 国民健康保険の被保険者で 70 歳以上の者に交付する高齢受給者証について、携帯に不便であるとの行政相談を受けた総務省行政評価局は、厚生労働省に対し被保険者証との一体化を推進すべきとのあつせんを行い、平成 30 年 7 月に厚生労働省は国民健康保険法施行規則の一部を改正し、一体型被保険者証の様式例を示すとともに、各都道府県に対し管内市町村への周知及び支援を依頼した。</p> <p>【目的】 被保険者証と高齢受給者証を一体化することにより、被保険者の利便性を高めるとともに、一体化実施のために各証の更新期間及び更新時期を統一し、更新に係る業務の効率化を図るもの。</p>					
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性					
<p>【根拠法令】 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号） 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号） 石巻市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年規則第 113 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>					
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）					
<p>平成 30 年 3 月 13 日 国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進 （総務省行政評価局長から厚生労働省保険局長へのあつせん）</p> <p>7 月 30 日 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令公布 （平成 30 年 8 月 1 日施行）</p> <p>同日 国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進について （厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）</p> <p>令和 2 年 7 月 27 日 石巻市国民健康保険事業の運営に関する協議会に本案を諮問</p> <p>7 月 30 日 石巻市国民健康保険事業の運営に関する協議会から答申</p>					
⑤ 主な内容					
<p>令和 3 年 7 月 31 日に有効期限を迎える高齢受給者証の更新に合わせ、一体型被保険者証に切り替えるのに伴い、下記について見直しを行う。</p> <p>1 被保険者証の更新期間 高齢受給者証は、所得等に応じ 2 割又は 3 割の一部負担金負担割合を判定するため、1 年ごとに更新を行うが、一体化に当たり被保険者証の更新についても高齢受給者証の 1 年ごとに統一する必要があるため、石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（被保険者証の更新） 被保険者証の更新は、<u>1 年ごと</u>に行うものとする。ただし、特に更新する必要を認めるときは、この限りでない。</td> <td>（被保険者証の更新） 被保険者証の更新は、<u>2 年ごと</u>に行うものとする。ただし、特に更新する必要を認めるときは、この限りでない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 被保険者証の更新時期 高齢受給者証に合わせ毎年 7 月 31 日とする。 なお、本年 9 月 30 日に有効期限を迎える被保険者証は有効期間を 10 か月として更新発行する。</p>		改正後	現行	（被保険者証の更新） 被保険者証の更新は、 <u>1 年ごと</u> に行うものとする。ただし、特に更新する必要を認めるときは、この限りでない。	（被保険者証の更新） 被保険者証の更新は、 <u>2 年ごと</u> に行うものとする。ただし、特に更新する必要を認めるときは、この限りでない。
改正後	現行				
（被保険者証の更新） 被保険者証の更新は、 <u>1 年ごと</u> に行うものとする。ただし、特に更新する必要を認めるときは、この限りでない。	（被保険者証の更新） 被保険者証の更新は、 <u>2 年ごと</u> に行うものとする。ただし、特に更新する必要を認めるときは、この限りでない。				

3 高齢受給者証のカード化
 これまでB7版であった高齢受給者証を、被保険者証と一体化することによりカード化する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

被保険者証と高齢受給者証を一体化することにより、携帯性及び利便性の向上が図られる。
 また、更新作業については、一元的な対応が可能となるため、作業の効率化が図られる。

【市財政への負担】

事業2か年当たり6,148,000円の費用増見込み（1年当たり3,074,000円の増）

（積算）被保険者証及び高齢受給者証の更新に係る概算費用 （単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現 行	11,040,000	3,464,000	11,040,000	3,464,000	11,040,000
一体化後		10,326,000	10,326,000	10,326,000	10,326,000
差引		6,862,000	▲714,000	6,862,000	▲714,000

（財源）一般財源

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

- ・ 県内の被保険者証と高齢受給者証の一体化実施状況
 実施済：14（東松島市、登米市、南三陸町等）
 実施予定：4（気仙沼市、涌谷町、大和町、川崎町）
 高齢受給者証カード化のみ実施：10（仙台市等）
- ・ 県内の被保険者証更新期間
 1年：34
 2年：1（本市）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年9月 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正（公布の日から施行）
 市ホームページにて周知
 被保険者証更新（有効期間を10か月とし、その旨を記載したチラシを封入）
 10月 市報にて周知
 令和3年7月 一体型被保険者証の交付

⑨ その他

- ・ 国民健康保険における70歳以上被保険者数及び構成割合の推移（事業年報より）

年度	被保険者総数	70歳以上（再掲）	構成割合
平成20年度	52,528	7,881	15.0%
平成25年度	45,846	7,938	17.3%
令和元年度	32,128	7,895	24.6%

※各年度末時点